広島市政と市民

■シ尿収集料金の改正案
■道路交通法の改正

特集号 No 395

収集体制を合理化してサービスを向上

シ尿収集手数料改正案のあらまし

広島市では、シ尿収集手数料を値上げする方針で、この手数料の改正案と、これに関連した議案を十月上旬に開会された市議会に提案しました。

市議会では、これらの議案を審議した結果、①一般家庭の料金値上げ分は市費で負担したらどうか②現在の九つのシ尿収集業者を二社に統合するための補助金の算出方法は再検討の必要がある③業者にまかせず、直営か公社委託にすべきである――などの議論が出されました。その結果、このシ尿収集手数料の問題は、今回の市議会では結論を出さず、今後も市議会厚生委員会で引続き慎重に審議されることになりました。そこで、このシ尿収集手数料改正案の、これまでの経過や問題点をお知らせして、みなさんのご理解をお願いしたいと思います。

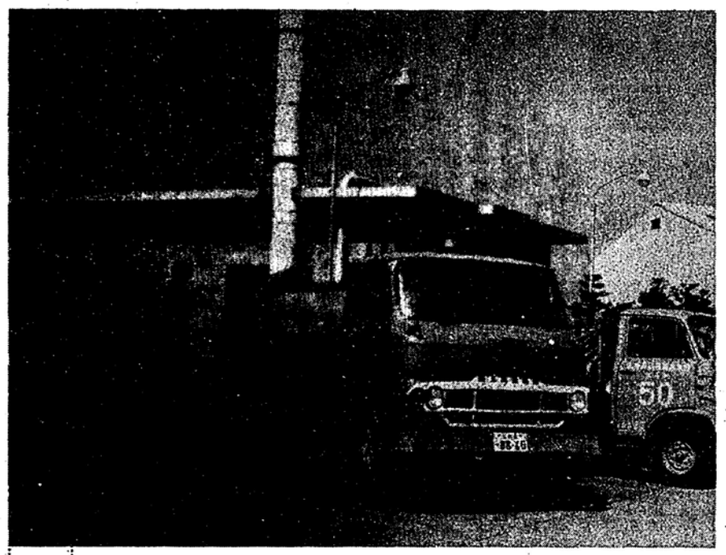

出島作業場に集まるシ尿収集車

シ尿料金をなぜ上げなければならないか

現在のシ尿のくみ取り料は、四十五年一月に改正されたものですが、このときは、①七か月間も改正時期が遅れていたこと②上げ幅が予定より五%低く決まったこと③その後、人件費などの諸経費が高騰したこと――などのため、シ尿収集業者の経営は困難となってきました。そこで、市では、業者の実態調査を行いました。その結果は、四十五年度だけでも大幅な赤字となり、現行の料金では経営が成り立たなくなっていることがわかりました。

このような赤字の原因には「シ尿業務改善協議会」の答申にも見られるように、業者の経営に不合理な点が多分に含まれていました。そこで、この際、多すぎる会社や役員を減らし、経営規模を大きくするなどの合理化をはかって、料金の値上げを避けることを考えました。この考えに沿って、現在の九会社を二会社に新設統合して、合理化した経営形態を基礎として原価計算を行なったところ、この合理化によって浮く経費は従業員の給与改善などに費やされて、なお経費の不足が生じることがわかり、やむを得ず、今回料金を改正することを考えなくてはならなくなったわけです。

この改正案の料金は、現行料金に比べて平均二六%のアップとなっていますが、もし、現在の九会社のままで業務を続けて行く場合は、六三・八%の引き上げが必要とされていただけに、合理化を前提とした今回の改正案の料金は小幅な値上げですむといえます。

受益者負担の考えかた

今回の改正案を実施しますと、シ尿収集料金は、他都市に比べると高額になります。これは、広島市におけるシ尿収集の経費は、すべて受益者に負担していただこうという考えかたによるものです。

つまり、広島市には、現在、水洗便所、浄化そう、汲取り便所がありますが、今回料金を改正しようとしているものは、このうちの汲取り便所だけで、全世帯に関係があるものではありません。そのために、実際に収集する世帯を対象にして、収集に必要な経費を負担していただくという受益者負担の考えかたをとったわけです。したがって、シ尿収集経費に対する市費のつぎ込みによる料金の引き下げは、水洗便所と浄化そうの世帯に対して不公平になりますのでこれは行ないません。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年10月28日

シ尿料金改正案ができるまでの経過

「シ尿業務改善協議会」、「清掃手数料審議会」の答申を受けて作成

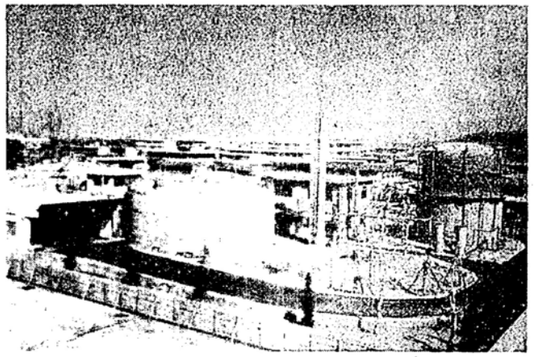

「シ尿業務改善協議会」の答申

昨年一月、市議会、市民、業者の各代表で構成する「シ尿業務改善協議会」を設置し、業務の抜本的な改善策を調査・研究してきました。

その結果、①「収集形態は許可制で」――許可業者によるシ尿収集は直営や委託より、経済的に効率が高く、作業も弾力的に運営できる長所があるから、現在の体制を維持して、より効率的な運営をすること②「九社を二社に統合」――現在の九社（九収集区域）では、便所の水洗化による収集対象の減少とか、収集区域に遠近差があって不公平である。また、経営規模が零細で適正でないなどの矛盾を解消するために、二社に統合すること。その区域は京橋川を境として縦割り東西二区域を分担する規模で運営すること③「非常勤の役員を整理」――現在の多数の非常勤役員は四十年以来、市の強力な行政指導により、従来の四十七業者を現在の九業者に法人組織化したときに生じたものであるが、これを適正規模の組織に再編して合理化をはかること――などの答申がありました。

とくに、二社に統合することは、その重要性から、必要資金の援助に抜本的な措置がこうじられるべきだとのべてあります。

南部シ尿終末処理場

シ尿業者の統合

市では、この答申にもとづいて具体策を検討するとともに、このままの不合理な状態では経費も割り高となるため、このままの体制で料金の改正は行なうべきではないとの考えかたで、業者と統合に関して協議折衝を重ねた結果、現在の九社を廃業して二社を新設することに決定しました。

「広島市清掃手数料審議会」への諮問

この二社統合を前提にした原価計算にもとづく料金改正案は、学識経験者や公益代表などで公正な審議機関として設置した「広島市清掃手数料審議会」に諮問されました。

その結果、広島市の実情からみて、この料金の改正案はやむを得ないが、市民負担の軽減に努力するようにとの答申を受けました。

合理化でサービスを向上

この改正案の実施に当たっては二会社によってシ尿の収集業務が行なわれることになります。この新設統合された会社は、企業的にも適正な規模になって経営も安定し、これまでのような不安定な経営基盤と不合理な体質からくる値上げ要求は解消されるとともに、無駄な経費がかからないため、収集原価が安くなり、それだけ、みなさんの負担が安くなることになります。また、収集作業の面でも収集方法が改められ、くみ取り日を前もって定めて収集する「定日収集」になりますので、くみ取り日が定まらない不便さや遅れるという不満が解消され、市民サービスをより向上させて行くことが期待されます。

シ尿収集料金改正案

シ尿業務改善協議会の答申

◇「一般家庭のもの」＝（家庭の便そうを対象にして、「人頭制料金」の適用されるものをいいます。

【普通家庭】＝長さ三十㍍未満のホースで収集するときは、一人につき月額八十円（人頭割り料）の割合いで計算した額に、収集一回につき七十円（基本料）を加算した額。

【くみ取りが困難な家庭】＝おけまたは長さ三十㍍以上のホースで収集するときは、一人につき月額八十円（人頭割り料）の割合いで計算した額に、収集一回につき百四十円（基本料）を加算した額。

◇「一般家庭以外のもの」＝（会社、旅館、飲食店、学校などの便そうを対象にして、「従量制料金」の適用されるものをいいます）

十八㍍（十八㍍未満は、切りあげます）につき四十円。

× × ×

◇シ尿収集手数料の改正料金は以上のとおりですが、一般家庭のものでも、浸水などでいちじるしく量が多いときは、従量制料金が適用されます。

◇くみ取りが困難な家庭の世帯人員別の料金は、基本料が倍額の百四十円（現行では百円）となりますから、右表の改正案の額の計のそれぞれに、さらに、七十円を加算した額となります。

普通家庭の世帯人員別料金表

人員	現行 人割り頭料	現行 基本料	現行 計	改正案 人割り頭料	改正案 基本料	改正案 計	値上げ率
	円	円	円	円	円	円	%
1	65	50	115	80	70	150	30.4
2	130	50	180	160	70	230	27.8
3	195	50	245	240	70	310	26.5
4	260	50	310	320	70	390	25.8
5	325	50	375	400	70	470	25.3
6	390	50	440	480	70	550	25.0

11月中に粗大ゴミを収集

広島市では、みなさんの家庭で不用になった粗大ゴミ（テレビ洗たく機、家具、建具類などのあらゴミ）を、11月中につぎのとおりの日程で収集することにしました。この際、不用のものは出して身のまわりを整理してください。

町内清掃実施割当て学区

◇**第1日曜日（7日）**青崎　宇品西　尾長　千田　袋町　竹屋　吉島　幟町　基町　中島の各学区◇**第2日曜日（14日）**戸坂　大州　荒神　白島　己斐　古田　井口　庚午　草津の各学区◇**第3日曜日（21日）**元宇品　宇品東　比治山　段原　牛田　江波　翠町　皆実　南観音　中山　矢賀の各学区◇**第4日曜日（28日）**舟入　神崎　本川　広瀬　天満　大河　楠那　仁保　福島　観音　大芝　三篠の各学区。

※①収集作業は、市が民間業者に委託して行ないます。ですから決められた日に、決められ集積場所以外に出されても収集しませんのでご注意ください②持ち出しは、一般家庭の粗大ゴミに限ります（営業用をのぞく）③本年度は今回だけです。

安全に徹した歩行

正しいルールの運転

十二月一日から新道路交通法スタート

道路交通法の一部が改正され、十二月一日から施行されます。今回は、昨年春の改正をしのぐ大幅な改正となりました。

これは、激動する道路交通情勢を考え、新しい交通科学の時代にマッチした交通ルールを確立して交通の安全と円滑をはかろうとするものですが、この中では、とくに、歩行者の安全を確保することが大きく打ち出されています。

ここでは、このたびの改正点のおもなものをご紹介します。交通事故のない明るい社会を築きあげるために、改正点を十分理解して、安全に徹した歩行と運転に努めましょう。

歩行者の安全を確保するために

歩行者用道路

◇歩行者用道路とは、買物道路や子どもの遊び場道路など、歩行者が安全に、しかも円滑に通行できるための道路を言いますが、このたびの改正によって、この歩行者用道路をつくることの根拠と通行方法などが定められました。

これにより、公安委員会は、特定の道路の車両の通行を禁止し、その道路を「歩行者用道路」として指定できることになりました。

この道路では、歩行者は斜め横断、左側通行、さらに、道路の中央を歩くことなどお好みしだいというわけです。

◇歩行者用道路の区域内に車庫などがあり、やむを得ず車両でその区域を通行する場合には、警察署長の許可を受け、この許可証を携帯しなければなりません。

許可を受けて通行する車両は、とくに、歩行者に注意して、徐行しなければなりません。

路側帯

◇歩道が設けられていない道路の路端寄りに、道路標示によって区画された従来の「車道外側線」の外側の部分を「路側帯」ということになりました。この路側帯では、歩行者は歩道と同じように通行できます。

◇車両はつぎのようなとき以外は路側帯を通行してはなりません

①道路外の施設などに出入りするため、やむをえないとき②駐・停車禁止となっている路側帯以外の路側帯に駐・停車のため通行するとき。なお、これらの場合、車両は路側帯にはいる直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

歩行者のルール

◇歩行者は、道路の右側端を通行するのが原則ですが、右側にガケなどがあって危険なときは、道路の左側端を通行することができます。

◇スクランブル横断方式の交差点――交差点の車両用信号の全部を一定時間「赤」にして、通行する車を全部ストップさせ、この間歩行者が交差点内を斜めに横断するなど、自由に通行できるといういわゆるスクランブル横断方式の交差点の根拠となる条文ができました。市内では、天満屋南かどの交差点など三か所がこの方式の交差点になっています。

◇自動二輪車、二輪の原動機付自転車、自転車を押して歩いている人、身体障害者用の「車いす」や「小児車」を通行させている人は、歩行者として扱われます。したがって、これらの場合には、歩車道の区別がない道路では右側を通り、歩道があるところでは歩道を歩かなければなりません。

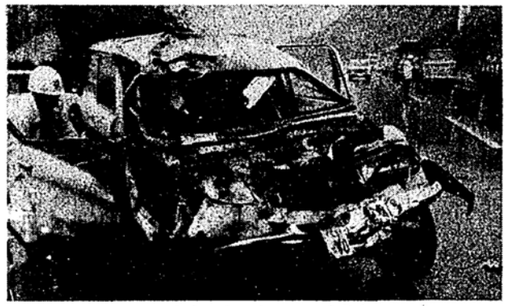

ルールを守らないと、このような悲惨な交通事故が起こります。

都市交通対策と新しい交通ルール

追越しのルール

◇右折などをするため、前の車両が道路の中央か右側端に寄って通行しているときの追越しは、その左側を通行しなければならないことになります。

◇二重追越しは、それを始めることも禁止されます。

◇追越し禁止となっている場所では、追越しのために進路を変えたり、前の車両のそばを通過したりすることも禁止されます。

◇横断歩道では、横断しようとする歩行者がいないことがはっきりしている場合以外は、横断歩道（停止線）の直前で停止できるような速度で進行しなければなりません。

歩行者を守るルール

◇歩行者のそばを通過する車両は、歩行者とのあいだに安全な間隔を保たなければなりません。もし、間隔が保てないようなときは徐行しなければなりません。

◇横断歩道上での追越しと交差点や踏切りの手前三十㍍以内の部分での追越しも禁止されます。

ただし、優先道路を通行している車両は、交差点やその手前三十㍍以内の部分での追越しは禁止されません。

交差点の通行方法

◇交差点での優先関係は、①優先道路や、広い道路などを通行する車両②左方の車両③直進する車両――が優先します。

◇交差点を通行する車両などはその交差点の状況に応じて必要な注意をし、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

◇車両などは、信号機で交通整理が行なわれている交差点では、前方の交通の状況で、交差点内にはいって停止することになり、ほかの交通の妨害になるおそれのあるときは、信号が「青」であっても前方の交通混雑緩和のため、その交差点にはいってはなりません

また、同じような状況で、横断歩道、踏切り、道路標示によって区画された場所でも、前方の交通の状況によって、その中で停止するおそれのあるときは、これらの場所にはいってはなりません。

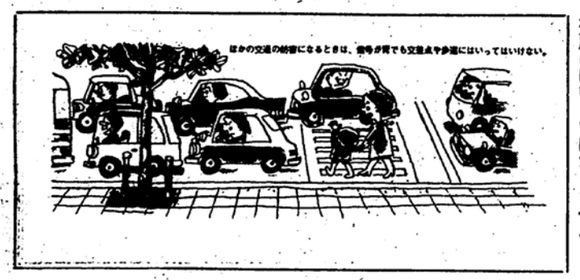

運転者管理のために

その他のドライバーのルール

◇危険を防止するため、やむをえない場合をのぞいて、急ブレーキをかけてはなりません。

◇車両は、みだりに進路を変更してはなりません。

◇夜間、他の車両などの直後を進行する車両などは、他の車両の交通を妨げるおそれがあるときは燈火を消すか減光するなどの操作をしなければなりません。

◇自動車や自転車などの運転者は必要以上に合図を続けたり、必要がないのに合図をしたりしてはなりません。

◇車両などの運転者は、つぎのことを守らなければなりません。

①積載している物の飛散を防ぐための必要な措置をとること②安全を確認してからドアを開き、または、降りること。また、同乗者にも同じことを守らせること③自動車や原付きから離れるときは、ドアーロックなどして、その車両が無断で使用されることがないようにすること。

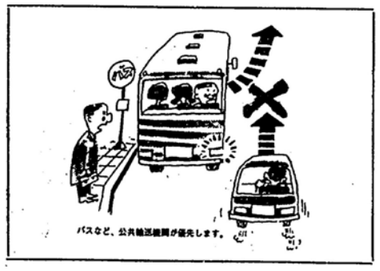

◇騒音防止装置や、ばい煙などの発散防止装置が保安基準に適合しない車は、整備不良の車両としてつぎの罰則を受けます。

故意のとき……三か月以下の懲役か三万円以下の罰金。

過失のとき……五万円以下の罰金。

◇安全地帯など、道路標示によって車両の通行ができない部分が表示されているときは、その部分にはいってはなりません。

◇踏切りや横断歩道などで、一時停止しなければならない場合に停止線があるときは、その直前で停止しなければなりません。

公共輸送機関優先

◇路線バスなど、公共輸送機関の優先通行帯（バスレーン）が設けられている道路では、他の自動車は、後方から路線バスなどが接近したときは、その優先通行帯から出なければなりません。

また、交通混雑のため、優先通行帯から出ることができなくなるおそれがあるときは、その通行帯にはいってはなりません。

◇バスが停留所から発進するため、進路を変える合図をしているときは、後方の車両は、その速度や方向を急に変更しなければならない場合をのぞいて、バスの進路の変更を妨げてはなりません。

駐・停車のルール

◇横断歩道の前後五㍍以内の場所での駐・停車、また、指定消防水利の標識から五㍍以内の場所での駐車がそれぞれ禁止になります。

◇パーキングメーターが設けられている場所に駐車するときは、パーキングメーター!を作動させて指定された時間内しか駐車してはなりません。

◇駐・停車違反の罰金が三万円以下から五万円以下に引き上げられます。

運転者への講習

◇公安委員会はつぎの人に講習を行ないます。

①安全運転管理者②免許の保留停止などを受けた人③指定自動車教習所の技術指導員など④免許証の更新を受けようとする人。

免許試験制度が変わります

◇法令試験と構造試験に分けて行なわれている学科試験は、自動車などの運転に必要な知識として統合され、「教則」の内容の範囲で行なわれます。したがって、自動車整備士の資格がある人などに対する構造試験の免除制度は廃止されます。

◇十一㌧以上の大型自動車などの運転資格として必要な運転経験や、大型免許などの受験資格として必要な運転経験から小型特殊自動車の運転経験がのぞかれます。

十月五日に発行した本紙特集号「保健所活動のあらまし」の三面上の写真にある薬剤散布は現在、業者に委託して行なっており、保健所の係員が直接薬剤散布を行なってはおりませんが、みなさんのご要望により、動力三兼機やその他の噴霧機の無料貸出しを、引続き衛生局環境保全部調整課で行なっています。

11月1日から区域を拡大

青空駐車を禁止

広島県公安委員会では、昭和四十年四月に広島市の都心部を青空駐車の禁止区域として指定しました。しかし、その後、交通情勢が変化し、とくに、路上に駐車する車両が激増して、交通の安全と円滑化をおびやかす状態になってきました。

そこで、広島県公安委員会ではこの青空駐車禁止区域を改正することを検討していましたが、十一月一日から下の図の区域を青空駐車禁止区域とすることにしました。

この区域内では、①道路を自動車の車庫がわりにすることはできない②道路に自動車を十二時間以上（ただし、夜間＝日没から日の出まで＝は八時間以上）引き続いて駐車することはできない――ようになります。

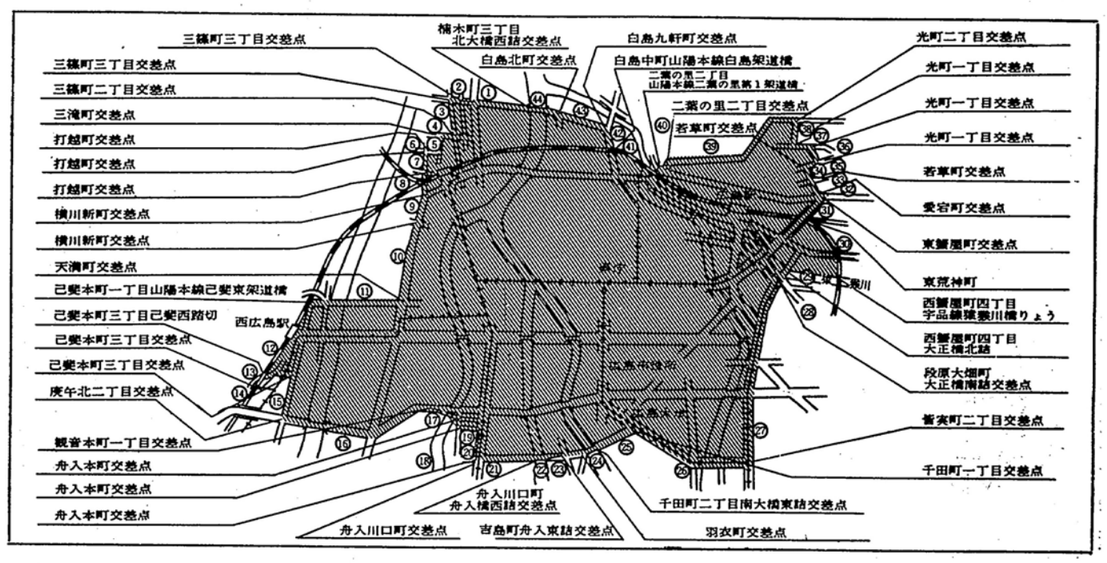

広島市政と市民

11月1日号 No.396

納期をお忘れなく

固定資産税（4期分）

都市計画税（4期分）

納付期限はいずれも11月30日

児童手当を支給

来年一月から

三人目から月額一千円を

このたび、児童手当法が公付され、昭和47年1月1日から実施されることになりました。

■児童手当を受けられる条件

この児童手当は、①日本の国籍を有し、広島市に住所（住民票登録ずみ）がある人で②18歳未満の児童を3人以上養育していて、そのうち1人以上が義務教育終了前（47年1月から48年3月までは5歳未満）の児童であること、そして③その人の前年の収入が一定の額（扶養親族が5人の場合 200万円）に満たないこと――の3点を満たしている人が受けられます。

■児童手当の額

児童手当の月額は、3人以上の児童のうち出生順にかぞえて3人目以降の児童で、義務教育終了前（47年1月から48年3月までは5歳未満）のもの1人につき3,000円です。

【例1】8歳、7歳、4歳、3歳の4人の児童がいる世帯では、4歳と3歳の児童が対象となり、月額6,000円が支給されます。

【例2】16歳、10歳、7歳、4歳の4人の児童がいる世帯では、4歳の児童が対象となり月額3,000円が支給されます。

【例3】4歳、3歳、1歳の3人の児童がいる世帯では、1歳の児童が対象となり、月額3,000円が支給されます。

■児童手当請求の手続き

11月10日から市役所年金援護課援護係（南庁舎1階）で受付けを始めます。市で調査した該当者と思われる人へは、近日中に請求書の用紙と説明書をお送りします。しかし、通知のない人でも、該当するのではないかと思われる人は、印鑑をもって、市役所年金援護課へおいでください。

公務員と三公社にお勤めの人は、勤め先でご相談ください。

■児童手当の支給

児童手当は、請求にもとづいて、市長が認定した人に対して、47年の1月分と2月分を3月に支給します。その後は、毎年度6月・10月・2月の3回に分けて、それぞれ前月までの分を支給することになります。

くわしいことは、市役所年金援護課（☎45―2111内線843・917）へお問い合わせください。

会と催し

おいでください

【計量器定期検査】◇11月1日／伴中◇2日／戸山中◇4日／安佐町農協・同鈴張支所◇5日／同久地支所・同毛木支所◇8日／同小河内支所◇9日／市計量検査所。受付け時間は、午前10時から午後3時まで。ただし、計量検査所では、午前9時半から午後3時半まで。雨天でも行ないます。くわしいことは、市計量検査所（☎45―2111内線683）へ。

【浮世絵展示会】◇とき／11月1日（月）から30日（火）まで◇ところ／広島城◇出品点数／北斉（姥が絵とき）広重（東海道五十三次）など約150点

【愛犬交換会】◇とき／11月14日（日）午後1時から同4時まで◇ところ／富士見町11―27東保健所構内。犬がいらなくなった人、犬がほしい人はお気軽に。当日は登録、予防注射、健診、飼育相談も行ないます。

【年末調整の説明会】■日程／◇11月15～19日＝西税務署管内◇24～27日＝東税務署管内◇12月1・2日＝南税務署管内（可部税務署管内の日程は未定）■時間／午前の部が9時半から、午後の部が1時半から。ただし、11月27日は午前の部だけ■場所／市役所本庁舎3階講堂。該当する事業所には、案内状を送付しますが、案内状が届かなかったり、指定した日に出席できなかったりする事業所の人は、所轄税務署管内の説明会開催期間中都合のよい日を選んでご出席ください。くわしいことは、東税務署（☎41―9281）、西税務署（☎45―3111）、南税務署（☎53―3281）市役所市民税課（☎45―2111 内線262）のいずれかへ。

【被爆者定期健診】■出張班／◇11月1日＝福島西隣保館◇2・4・5日＝戸坂小◇8・9・10・11日＝牛田小◇12日＝尾長小◇14日＝似島集会所。受付け時間は、いずれも午前9時半から同11時45分までと午後1時から同2時45分まで。ただし、似島は、午前10時から午後2時まで■原爆センター班／◇11月1・2・4・5日＝基町地区◇8・9・10・11・12日＝竹屋地区。受付け時間は、午前9時から同11時45分までと午後1時から同3時15分まで■日曜健診／11月7日。午前9時から午後3時まで、原爆センターで

【市民文化祭】◇短詩型文芸大会／11月3日（水）午後1時から同4時半まで。俳句、短歌現代詩は平和記念館、川柳は青少年センターで◇中学校演劇祭／7日（日）午後1時から同4時まで◇青年音楽会（合唱）／8日（月）午後6時から同10時半まで。◇中学校音楽会／10日（水）午後1時から同4時半まで◇青年芸能鑑賞会（日舞）／14日（日）午後2時から同4時まで。以上青少年センターで。

【勤労青少年ホーム文化祭】◇映画／11月4日（午後8時から）◇フォーク・ダンス／5日（午後6時から）◇フォーク・コーラス／6日（午後6時半から）◇フォーク・ソング／7日（午後6時から）◇囲碁／8日

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111） 印刷／文化印刷株式会社 発行日／昭和46年11月1日

募ります

【防犯論文】◇応募資格／県内に居住する人。応募作品は1人1点とする◇論文の内容／①少年非行防止に役だつもの②一般防犯に役だつもの（盗犯・暴力など）◇応募期限／11月30日（火）◇提出先／各地域防犯組合連合会（各警察署防犯課・係）

【競輪臨時従事員】◇職種／投票関係の発売窓口業務◇人員／約30名◇資格／満45歳前後までの健康な女性◇給与／①基本給＝日額800円（基本給日額600円＋皆勤手当1日当たり200円）。ただし基本給は、試用期間3か月終了後は50円増額し、650円とします ②このほか、繁忙手当、記録手当、通勤手当、それに、12月記念競輪においては、基本給の17日分、正月競輪においては、基本給の10日分の特別手当を支給します◇勤務日数／1開催（1か月）当たり6日間◇勤務時間／午前10時半から午後5時まで◇面接日時と場所／土・日曜、祭日をのぞいて、午前9時から午後5時まで、競輪事務局（宇品海岸三丁目6☎54―4141）で行ない採用は即時決定します。

【市役所臨時職員】◇応募資格／18歳から30歳までの心身ともに健康な女子で、珠算ができる人◇募集人員／若干名◇職務内容／計算事務と転記事務など◇雇用期間／約3か月間◇日給／1,000円 ◇応募方法／履歴書をもって、市役所人事課へおいでください。

【市民ハイキング】◇目的地／高田郡白木町・鎌倉寺山◇とき／11月14日（日）雨天の場合は11月21日（日）◇集合場所と時間／広島駅団体待合室前で午前7時半から同7時50分まで受付け◇申込み方法／11月13日（土）までに、市教育委員会保健体育課（国泰寺町一丁目6―34）へ官制ハガキに「第147回市民ハイキング参加申込書」として、住所、氏名（ふりがな）職業（学校名）、年齢、性別、連絡先電話を記入して申し込む◇参加費／不要。交通費は各自負担◇携行品／昼食、嗜好品、水筒、タオル、雨具など。くわしいことは、市教育委員会保健体育課（☎45―2111内線401）まで。

【技能習得教室】■対象／身体障害者、原爆被爆者、母子世帯、その他生計の一助にしたいと考えている人■科目と実施日／◇洋裁＝月曜日◇孔版＝水曜日◇タイプ＝金曜日◇編物＝土曜日（以上いずれも午後6時から同8時まで）◇手話＝月曜日（ろうあ者の青年講座と併用）◇料理（盲人）＝毎月10日・20日・30日のいずれか◇料理（ろうあ）＝毎月第4月曜日（以上いずれも午前10時から正午まで）◇書道＝月曜日（午後1時から同3時まで）◇囲碁・将棋＝土曜日（午後1時から同3時まで）日曜日（午前9時から午後9時まで）◇園芸＝毎月第2・4日曜日（午後1時から同3時まで）◇機能回復訓練＝水・木曜日（午前9時から午後2時まで）土曜日（午後1時から同4時まで）◇民謡（盲人）＝毎月10日・20日・30日（午後6時から同8時まで）■月謝／不要■その他／いつからでも習えます。くわしいことは、広島市社会福祉協議会（千田町一丁目9―43社会福祉センター内☎43―0051）まで。

【婦人教室】◇資格／市内に住んでいるか勤務している人◇申込み場所／社会福祉センター婦人教室事務局（千田町一丁目日赤病院裏）◇講座科目／華道 日舞 民謡 短歌 謡曲 詩吟 詩舞 書道 洋画 英会話 和裁 洋裁 造花 七宝焼 革染め 手芸 鎌倉彫 茶道 料理。曜日、時間とも各科目によって違いますので、申込み方法など、くわししいことは婦人教室事務局（☎43―3274）まで

【明職講座】明るい職場づくりのために、中堅管理者に対して、「自主的社員づくりの理論」をテーマとした講座を開きます◇とき／11月24日（水）25日（木）午前9時から午後5時まで◇ところ／中央公民館◇申込み／11月8日（月）から13日（土）までに、往復ハガキか所定の申込書で、広島市新生活運動推進協議会（基町5―94中央公民館内 ☎45―2111内線990）へお申し込みください。

【市民講座】◇テーマ／中国問題◇とき／11月24日（水）25日（木）・26日（金）＝以上経済問題。29日（月）・12月1日（水）・2日（木）＝以上歴史と展望。いずれも午後6時から同8時まで◇ところ／広島平和記念館◇申込み方法／往復ハガキに「第7回市民講座申込み」として、住所、氏名、年齢勤務先、勤務先所在地、同電話を記入のうえ、11月15日までに、平和文化センター（中島町1―2平和記念館内 ☎41―5246）へ申し込んでください。受講無料

【広島少年合唱隊】■募集人員／◇小学校2年生男子＝約50名◇同3年生男子＝若干名◇同4年生男子＝若干名■応募資格／小学校2・3・4年生の健康で合唱の好きな男子。そして、週2回の練習日に休まないで出席し、6学年まで続けられる人■申込み期限／11月10日（水）■申込み先／袋町小学校内伊藤敏あて（☎47―9241）。募集要項は、袋町小学校にあります。また、各小学校をつうじても配布します。

シンナー・接着剤遊びを追放しましょう

県、県警、県教委、青少年育成県民会議では、危険なシンナー・接着剤遊びを県内から一掃するため、10月から11月を実践強調期間として、「シンナー・接着剤遊び追放のための県民運動」を提唱しています。広島市もこの運動に協力することになりました。市民のみなさんのあいだでじゅうぶんお話し合いのうえ、地域総ぐるみの監視体制のもとに、①悪用の場所の発見・通報②販売店に対する協力依頼③家庭における接着剤などの管理点検――などの運動にご協力ください。

インフルエンザ予防接種を受けましょう

■沼田町／◇11月5日＝大塚集会所◇12日＝戸山連絡所◇17日＝下伴集会所。時間は、いずれも午後1時半から2同時半まで。■安佐町／◇11月4日＝小浜会館（午前9時から同10時まで）、小河内小・保育園（午前10時半から正午まで）、日浦西小（午後2時半から同3時まで）、日浦小（午後1時半から同2時まで）◇8日＝宮野会館（午後1時半から同1時40分まで）、日浦東小（午後2時から同2時半まで）◇11日＝飯室小（午後1時半かから同2時半まで）◇13日＝小浜会館（午前9時から同10時まで）、小河内小・保育園（午前10時半から正午まで）

沼田公民館図書室をご利用ください

児童向け300冊、一般成人向け1,000冊を用意しておりますのでご利用ください。貸出し日は、毎週月曜日をのぞく毎日、午後1時から同5時までです。

収納代理金融機関を一部変更しました

■取消し／株式会社広島相互銀行袋町支店（袋町6―3）を取り消します。

■名称の変更／株式会社第一銀行広島支店と株式会社日本勧業銀行広島支店のそれぞれの支店を、株式会社第一勧業銀行広島支店、広島流川支店に名称変更します。

舟入病院が新発足しました

11月1日から、舟入病院、中央診療所、舟入被爆者健康管理所の3施設を統合し、「広島市立舟入病院」として新発足することになりました。舟入被爆者健康管理所の業務は新病院に引き継がれ、一般検査、精密検査（収容検査）は、これまでどおり行なっております。また、伝染病に関する業務もこれまでと変わりません。中央診療所の業務も新病院で行なわれます。

広島市政と市民

人口と世帯
人口　575,414(575,602)
男　286,559(286,744)
女　288,855(288,858)
世帯　201,198(201,164)
昭和46年9月30日現在
（カッコ内は46年8月31日現在）

11月15日号　No 397

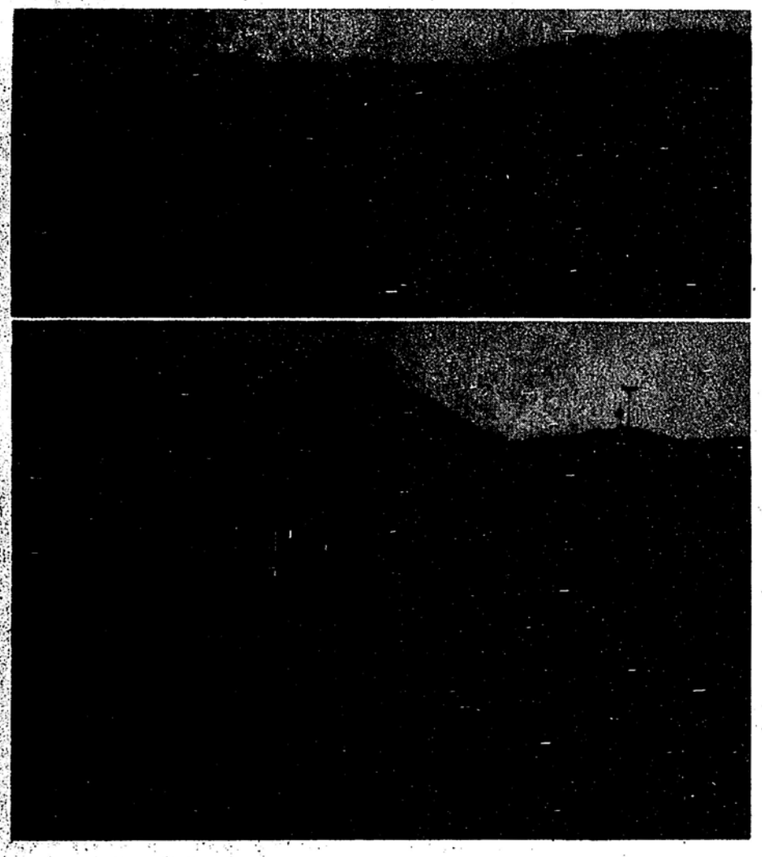

1965年冬、ニューヨークの大停電のとき、電気を動力とするすべての都市機能がストップして、市民生活が大混乱に陥ったことがありましたが、その中でも、水道が断水し、飲み水はもちろん、水洗トイレも止まり、都市生活は半身不随になったそうです。

この経験は、わたくしたちの都市生活にとって、いかに水道が必要欠くべからざるものであるかということを教え、水のありがたさを再認識したともいえましょう。

広島市では、ことしの夏、1日38万8,400立方㍍という本市の水道史上最大の給水量を記録しましたが、このように、最近は水の需要量が急激にふえてきています。広島市ではこうしてふえ続ける水の需要をまかなうために、水源の確保、河川の汚染対策などの難問題を解決しながら"豊かで清浄な水"を市民のみなさんにおとどけするように常に努力を続けています。（2面に関連記事）

＝写真は、高田郡八千代町に建設中の土師ダム

ふえる水の需要量

みんなに豊かで清浄な水を

市政ラウンジ

灯油の買いだめは五缶まで

暖房器具がこいしくなる季節主役は石油ストーブだが、この石油ストーブ、最近はほとんどの家庭に普及している。燃料になる灯油は、引火性が高く、火災の原因になる傾向が強い。

そして、一度火災となれば、爆発的に燃え、大火を引き起こす。それだけに取扱いに注意が必要。ところで、冬季の需要期を迎え、灯油を買いだめする家庭もふえるが、家庭には、法律によって十八リットル缶で五缶までと規制されていることはあまり知られていない。これ以上になると消防機関への届け出や許可が必要になる。安全をはかるためにも注意が肝腎。

ゴリラはギャータにビーコ

九月から開園した安佐動物公園、人気も上々で、入場者も一日平均五千人弱。

ところで、このほど、キリンゾウ、スイギュウ、サイ、ゴリラなどの動物の愛称を募集した応募総数は二万票、有効票は約一万票であったが、この中にはテレビマンガの怪獣名が多かったり、ふざけた名前も相当数あったりして、整理上大変手まどった。審査は慎重に行なったが命名者は、四歳の坊やを含めてすべて十二歳以下。名前を二、三紹介すると、この公園で生まれたアフリカスイギュウはボンコ（メス）、ゴリラはギャータ（オス）にビーコ（メス）。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45—2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年11月15日

五十一年度に六拡が完了

近年、水の使用量は、いちじるしく伸びています。これは、①市の発展とともに人口が増加した②生活水準が向上した③市外からの通勤・通学などによる昼間流入人口が増加した――などによるものでこの傾向は、ますます強くなると予想されます。（この十年間に給水人口が約一・四倍給水量が一・七倍に増加している。また昭和五十三年ごろには、昭和三十七年に比べて給水量が約二・七倍に増加することが予想される）

ところで、このような水の需要の増加に対して、広島市は、第五期水道拡張事業を昭和四十四年十一月に完成させ、一日最大三十万立方㍍の給水能力を持つにいたりましたが、さきにのべたような要因が重なって、水の需要は増加の一途をたどり、近い将来、水が不足する事態が生じ、市民生活、消防、産業などに大きな脅威を与えることが考えられます。

そうしたことから、慎重に検討を重ねた結果、計画目標年次昭和五十三年、給水人口六十八万人、一日最大給水量五十万立方㍍の能力をもつ施設を拡充することに重点をおいた、第六期水道拡張事業計画を策定し、昭和四十五年四月から工事を始めています。

この拡張事業は、昭和四十五年度から同五十一年度にわたる七か年の継続事業で、総事業費二百五十八億七百五十万円という大規模なものです。また、この計画に必要な新しい水源は、江ノ川水系の土師（はじ）ダムと太田川に建設する高瀬ぜきの貯留水を利用することになっています

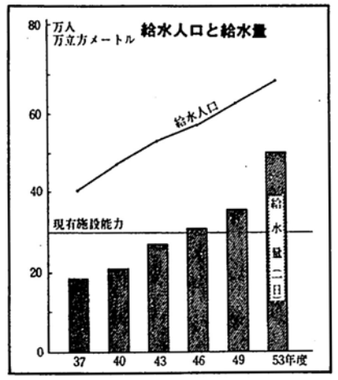

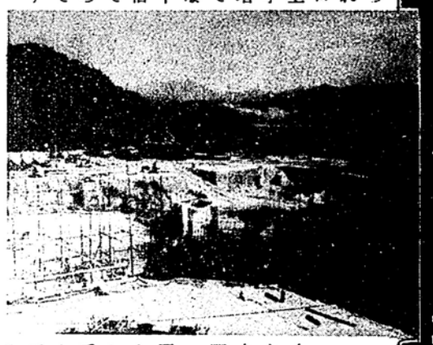

急ピッチで進む緑井浄水場の拡張工事

■東部系統

安佐郡高陽町玖地先に取水口、同町岩上に一日十万立方㍍の能力をもつ高陽浄水場をそれぞれ建設します。そして、口径三百㍉から千五百㍉の配水管を牛田、白島、大手町、青崎、鶴見、光、比治山三川、蟹屋、宇品各地区に新設することによって、この浄水場で処理された水を円滑に給水します。

■西部系統

安佐郡佐東町八木城山にある現有の取水口（一日十二万立方㍍の取水能力）を整備（二十二万立方㍍）するとともに、現在の緑井浄水場を増強し、一日最大十万立方㍍から二十万立方㍍の処理能力をもたせます。さらに、この浄水場で処理された水を、一部祇園地区に配水しながら、既設の送水トンネルの西側に新設する配水池を兼ねた貯水池にためます。また、西部一帯の丘陵地区に対しては、己斐高地区調整場を新設することによって、高台地区の水需要に応ずることにしており、この計画が完成すれば、祇園、己斐、庚午、観音、大手町各地区への給水がスムーズになり、市民生活の向上に役だつものと期待されます。

原水は"タダ"から"買入れ"に

さて、以上のような計画のもとに、水需要に応じてゆくことになるわけですが、こうした水道水のもとになる水源はどうなっているのでしょうか。

現在、広島市の水道水は、太田川の自然流水を原料にしていることはご存知と思います。太田川には、一日約百三十五万立方㍍（渇水時）の水が流れていますが、このうち、上水や工業用水などに約七十六万立方㍍を利用しており、残りは、川の下流の漁業や川の美観などに必要な維持用水として、どうしても確保しておかなければなりません。したがって、太田川の自然流水は、もうこれ以上新たに取水することはできない状態になっています。今後の新規の水源は太田川にせきをつくったり、上流へダムをつくって水をため、これを利用するより方法はありません。ですから、いままで"タダ"であった原水も、今後はダムなど多額の建設費をかけてつくられた施設によって生み出される水を利用することから、「水を買う」ことになり、水道水の生産コストも当然高くなるわけです。

以上のことから、現在、高田郡八千代町に多目的ダムとして土師ダムを、建設省が主体となって建設しています。これは、昭和四十九年三月までに完成し、広島市もここから十万立方㍍を供給してもらうことになります（総事業費九十七億円）。さらに、太田川には安佐郡佐東町と高陽町にかけて、高瀬ぜきを建設省が主体となって建設しています。このせきは、太田川の治水事業の一環として、また、都市用水の新規水源開発の役目をもたせて建設されるもので、昭和五十年三月までに完成させ、上水として十六万四千立方㍍を取水します（総事業費三十九億円）。

進む、海水の淡水化

最近脚光をあびている"海水の淡水化"は、将来の水源確保に重要な役割りを果たすでしょう。

この海水の淡水化の方法として、多くの方法の中で"蒸留法"がもっとも進んでおり、アメリカやクエートなどでは、大規模なプラントがつくられています。また、日本でも長崎県池島などで小規模ながら海水から飲み水をつくっています。しかし、一番の問題は、費用が高くつくということで、一立法㍍当たり百円もかかります。

現在、国においても、将来の水としていろいろ研究を進めており、製造技術が進み、コストが下がれば、豊富な海水がわたくしたちの飲み水として将来利用されることにもなるでしょう。

水道財政は独立採算制で

水道事業の経営は、独立採算制を原則としています。すなわち、水道を使った人が払う水道料金でまかなうもので、市の一般会計とは別々になっています。

したがって企業性のうえに立って、合理的な経営が行なわれていることはもちろんですが、建設費や施設の管理運営に必要な経費がかさむと、不足分は、どうしても、料金の値上げによって収支のバランスをとらないと、事業として成り立たないことになります。

ところで、四十五年度の決算を見ますと、収入のうち給水収益が四二・九％、借入金が三四・三％となっており、借入金が相当のウェイトをもっていることがわかります。これは、水の需要が年々増加すると、どうしても施設の拡張をしなければなりませんが、この拡張事業には巨額の資金が必要でこの資金に、国や金融機関から借金（起債という）して調達しているためです。現在、こうした借金が百四十一億円にのぼり、毎年、料金収入のうちから利子をつけて返還しています。

水道局としても、わたくしたちの日常生活に欠くことのできない水を供給する水道事業は、適正な料金で健全な経営をはからなければならないことを考慮しながら、独立採算制のうえに立って、財政運営を行なっています。

いま燃えようとしている火がある

11.26～12.2
秋の火災予防運動

全市民あげて"火の用心"

こわい火事も人の不注意から

全国のことし上半期の出火率は六分三十秒に一件の割合いになっており、霞ケ関ビルの約十倍に当たる建物が焼け、焼死者は一日平均五人というおそろしい数字を示しています。いっぽう、広島市でいよいよ本格的な寒さが訪れてきました。この季節から来春にかけて、ストーブなど、暖房器具が原因となる火事が多く発生し、大切な家財や尊い人命が失われています。ことしも十一月二十六日から十二月二日までの一週間、全国いっせいに「秋の火災予防運動」が始まります。この運動をきっかけにして、全市民あげて"火の用心"に徹していただき、火魔から家庭や職場を守りましょう。

起きた火事は、一月から十月末までに二百九十一件（昨年同期に比べて三十五件増）、損害額二億五千三百九十二万円（二千八百万円増）、焼死者三名（二名増）となっています。こうしたおそろしい火事の原因も、その八四％までが人のほんのわずかな不注意や怠慢によって引き起こされています。

火事は単に火元だけでなく、多くの人にめいわくをかけることになります。火事を出さないためには、一人一人が火の取扱いに責任をもつことが大切です。

くらしの中に防火のくふうを

このたびの防火運動の具体的な実施事項は、①親子の防火会議の実施②タバコの投げ捨てと喪タバコの防止③暖房器具の正しい使用④旅館、ホテル、百貨店、事務所など、多数の人が出入りする場所における消火、通報、避難の訓練の実施――となっており、消防局もこの期間中、家庭、職場の査察、動く防火教室、座談会、防火委員による一日消防隊、親子会議などを実施しながら、火災予防の徹底をはかることにしております。

市民のみなさんは、"おたがいの幸せを焼かない"ためにも、つぎの四チェックを実行しましょう

■防火の四チェック

①場所は危険でないか（付近に燃えやすいものはないか）②器具は安全か（故障はしていないか、調整はよいか）③使いかたは正しいか（無理な使用、操作の誤りはないか）④あと始末は完全か（もう一度確かめて）

■避難の四チェック

①早く逃げる（命が一番大切）②下だけでなく上にも（低いほうへの避難が原則。屋上があれば上にも）③あわてず落ち着いて（誘導者の指示に従って静かに）④煙には低姿勢で（タオルかハンカチで口や鼻をおおって）

くわしくはもよりの税務署か市役所市民税課へおたずねください

被爆者定期健康診断

会と催し

■出張班／◇十一月十五・十六・十七・十八日＝尾長小◇十九・二十二日＝中山集会所◇二十四・二十五・二十六・二十九日＝中島地区。

受付け時間は午後一時から同二時四十五分まで

■原爆センター班／◇十一月十五日＝竹屋地区◇十六・十七・十八・十九日＝袋町地区◇二十二・二十四・二十五・二十六・二十九・三十日＝中島地区。

受付け時間は午後一時から同三時十五分まで。

■日赤健康診断／十一月二十一日午前九時から午後三時まで、原爆被爆者福祉センターで行ないます。

受付け時間は、いずれも午前九時半から同十一時四十五分までと午後一時から同三時十五分まで。

■日赤健康診断／十一月二十一日午前九時から午後三時まで、原爆被爆者福祉センターで行ないます。

受付け時間は、いずれも午前九時半から同十一時四十五分までです。

戸籍、相続などの講座と相談会

内容／戸籍、相続、遺言、登記、相続税など。

とき／◇常識講座＝十一月二十二日（月）午後一時から同三時まで◇個人相談＝同日午後三時から同四時半まで。

ところ／平和記念館（平和記念公園内）

講師・相談担当者／広島法務局公証人、人権擁護委員。

計量器定期検査

◇十一月二十二日＝青崎小◇二十四日＝農林省広島食糧事務所◇二十五日＝荒神町小◇二十六・二十九・三十日＝あそか幼稚園。

受付け時間は、午前九時半から午後三時三十分まで。

年末調整説明会

対象事業所／広島西・東・南各税務署管内の事業所。

日程／◇十一月十五～十九日＝西税務署管内◇二十四～二十七日＝東税務署管内◇十二月一・二日＝南税務署管内。

場所／市役所本庁舎三階講堂。

旧軍人恩給相談会

四十六年十月一日から恩給法の一部が改正されて、旧軍人の恩給基礎在職年に新たに戦地外戦務加算年や各種の職務加算年が算入されることになりました。また、下士官以上の在職年が一年以上の人で、引き続く実在職年が三年以上七年未満の人には、一時恩給が支給されることになりました。

こんどの改正により、新たに恩給を受ける権利を得られる人たちが、その権利を失うことを防止したり、請求を早くしていただいたりするために、相談会が開かれます。

◇とき／十一月二十九日と三十日時間はいずれも午前九時半から午後三時まで。

◇ところ／比治山本町一二―二一広島県社会福祉会館二階会議室

該当者と思われる人は、適当な用紙に終戦当時の本籍地、現住所氏名（旧姓）、生年月日、軍歴をくわしく書いて会場においでください。

くわしいことは、県庁民生課（☎二八―二一一一　内線二二六五）へお問い合わせください。

年末資金融資申込みは早めに

最近、中小企業をとりまく環境は、大型店の進出やドルショックによる景気の不況感のあおりを受けるなどして、ますますきびしくなってきております。

国民金融公庫は、このような状況下にある中小企業に対して、経営の近代化、合理化を行なうための事業資金の融資をつぎのとおり行なっています。

【普通貸付け】一部をのぞいてほとんどの業種の人が利用できます。（年利 8.2％、500万円まで）

【食品貸付け】生鮮食料品の小売業を営む人の近代化や衛生施設のために必要な設備資金（年利6.5％、7.7％、8.2％、1,000万円まで）

【流通貸付け】セルフサービス店などの設備資金とショッピングセンターへの入居資金など、流通機構の合理化のための設備資金（年利 7.7％、8.2％、1,000万円まで）

【公害貸付け】大気汚染や騒音などの公害を防止するための設備資金（年利 6.5％、1,000万円まで）

【市街地貸付け】中小企業のうち、市街地などの整備による公共事業のため、移転や改造などに必要な設備資金（年利 8.2％、1,000万円まで）

【環境貸付け】環境衛生関係の事業を営む人に必要な設備資金（年利6.5％、7.5％、8.2％、1,000万円まで。ほかに、特別貸付 1,000万円まで）

ことしは、とくに申込みがふくそうするおそれがありますので、年内に資金を必要とされる人は、早めに申込み手続きをされるようおすすめします。

くわしいことは、国民金融公庫（☎41―2231）へお問い合わせください。

沼田公民館図書室の休館は火曜日

十一月一日号でお知らせした沼田町公民館図書室の休館日は、毎週火曜日と変更されました。お間違いないようご利用ください。

インフルエンザの予防接種

▪沼田町／◇十一月十七日＝下伴集会所◇十九日＝戸山連絡所◇二十四日＝下伴集会所。時間は、いずれも午後一時半から同二時半まで。

▪安佐町／◇十一月十五日＝宮野会館（午後一時半から同一時四十分まで）、日浦東小（午後二時から同二時半まで）◇十八日＝飯室小（午後一時半から同二時半まで）◇二十二日＝鈴張小（午後一時から同二時まで）、鈴張保育所（午後二時半から同三時半まで）◇二十九日＝鈴張小（午後一時から同二時まで）、鈴張保育所（午後二時半から同三時半まで）◇三十日＝旧魚切小（午後一時半から同一時四十分まで）、旧宇賀小（午後二時から同二時半まで）

料飲税の公給領収証は必ず受取りを

みなさんが料理店やバー、飲食店、旅館などで飲食や宿泊をされたときは、料理飲食等消費税を納めていただくことになっています。

この税金は、料理店などの経営者が、利用者のみなさんから料金を受け取るときにあわせて徴収し県へ納めることになっています。料金をお払いのときは、県が印刷した「公給領収証」を必ず受け取ってください。

西部開発埋立地需要実態調査にご協力を

このたび、市西部開発局業務部では、西部開発臨海埋立地（約百万坪）の具体的な土地利用計画の策定資料にするため、現在計画している流通業務用地、企業用地の需要実態を商工会議所と共同で調査することになりました。

調査期間は、十一月十五日から同三十日までの約二週間です。西部開発臨海埋立地への進出の有無を問わず、抽出した各企業あてにお届けした調査票にご記入のうえ早めにご返送ください。

この調査の結果は、課税の資料に使用するなど、他の目的に使うことは絶対にありませんので、調査の趣旨をじゅうぶんご理解のうえ、ご協力くださるようお願いします。

この調査に関するくわしいことは、市役所西部開発局業務部（市役所本庁舎三階 ☎四五―二一一一内線四九三・五二〇）へお問い合わせください。

金鵄勲章被叙賜者に銀杯

昭和十五年四月二十九日づけで金鵄勲章を叙賜された一時賜金受給者で、昭和三十八年四月一日に日本国籍を有していた人に銀杯が贈られます。該当者は、①印鑑②昭和十五年四月二十九日づけで金鵄勲章を叙賜されたことを明らかにすることのできる資料③受給者が申告するときは、申告時の戸籍謄本、遺族（受給者が昭和三十八年四月一日以降に死亡）が申告するときは受給者が死亡時における申告者との親族関係を明らかにすることができる戸籍謄本と申告者の申告時の戸籍謄本――を持参のうえ、市役所年金援護課（市役所南庁舎一階）へ申告書を提出してください。

くわしことは、同課（☎四五―二一一一内線二九四）へお問い合わせください。

戸籍の届け出は早く正しく

市民のみなさんは、進学、就職、免許申請、年金受領などに使うため、市役所へ戸籍の謄本や抄本を取りに行かれた経験をお持ちでしょう。

この戸籍謄本のもとになる戸籍は、市役所で保管されている日本国民の登録で、わたしたち日本人の親族や身分関係を証明する大切なものです。そして、この戸籍に書かれていることはみなさんからの届け出によったものです。

しかし、わたしたちが市役所に戸籍の届け出に行くことは、一生のうちかぞえるほどしかありません。たとえば、結婚したとき、子どもが生まれたとき、養子になったとき、家族が死亡したときなどです。それだけに戸籍の届け出の大切なことをつい忘れがちです。戸籍の届け出をしなかったり、忘れたりしたため、正しい戸籍になっておらず、あとになって大変困ったという話をよく聞きます。

戸籍の届け出としては、出生届、認知届、養子縁組届、養子離縁届、婚姻届、離婚届、死亡届、入籍届、転籍届などがあります。

出生届と死亡届は、とくに、届け出期間が定められています

届け出期間内に正当な理由がなく、届け出を怠たった場合は過料に処せられます。戸籍の届け出は、早く正しくしましょう。

戸籍に関しての問い合わせ事項などがある場合は、市役所戸籍課か地元の各支所、出張所へお問い合わせください。

募ります

市臨時保母

応募資格／18歳から45歳までの心身ともに健康な女子。
募集人員／若干名。
職務内容／市立保育園における乳幼児の保育。
雇用期限／47年3月31日まで。
日給／保母資格を有する人は1,450円、無資格の人は1,200円。
応募方法／履歴書を持参のうえ、市役所児童福祉課へおいでください。

そのほか、くわしいことは、児童福祉課（☎45―2111内線290）へお問い合わせください。

消防吏員

募集人員／30名余。
試験日時／11月25日（木）
試験場所／市消防局（大手町五丁目5―6）
資格／26歳未満で、高校卒業以上の学歴を有する人。
採用時期／47年1月1日。
願書提出先／市消防局、各消防署（試験当日まで受付け）

くわしいことは、市消防局総務課（☎41―9261）へお問い合わせください。

20歳の直言

感想文の長さ／400字詰め原稿用紙5枚以内。
応募資格／47年中に成人に達する人（昭和27年生まれ）で広島市に在住している青年男女（学歴、職業は問わない）
応募方法／12月10日までに、住所、氏名、生年月日、職業（学校名）を記入して、市教育委員会社会教育課（国泰寺町一丁目6―34）へお送りください。

そのほか、くわしいことは、社会教育課（☎45―2111内線398）へお問い合わせください。

市民サイクリング

とき／11月21日（日）、雨天の場合は11月28日（日）
目的地／安佐郡高陽町いこいの森。
集合／市役所前広場に午前8時半までに。
携行品／弁当、水筒、嗜好品、タオル、雨具、保険証、簡単な工具、手袋。
申込み方法／官制ハガキに「第77回市民サイクリング申込書」として、住所、氏名、年齢、性別、職業（学校名）、連絡先電話を記入のうえ、11月19日までに、広島県サイクリング協会（平塚町10―10〒730）へ申し込んでください

くわしいことは、宮本氏宅（県サイクリング協会理事長☎81―1417）へお問い合わせください。

文化財めぐり

とき／11月19日（金）午前9時から午後3時半まで。
コース／頼山陽居室、三滝寺、新庄の宮、不動院、広島城
集合／市役所玄関前に、午前8時45分までに。
申込み／電話で市役所広報課（☎45―2111内線229・842）へ。午前8時半から受け付けます。

その他／定員は50名。弁当、水筒、雨具持参のこと。